

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 29日

広島市長

提出者

住所 広島市安佐北区可部南2-21-16

氏名 ㈱西日本生コンクリート工業

代表取締役 真志田 宜住

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-815-3151

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	㈱西日本生コンクリート工業
事業場の所在地	広島市安佐北区可部南2-21-16
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	990,641,021円（前年度実績）
③従業員数	22人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	スラッジ水→脱水機による脱水処理→天日乾燥→運搬→処理

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

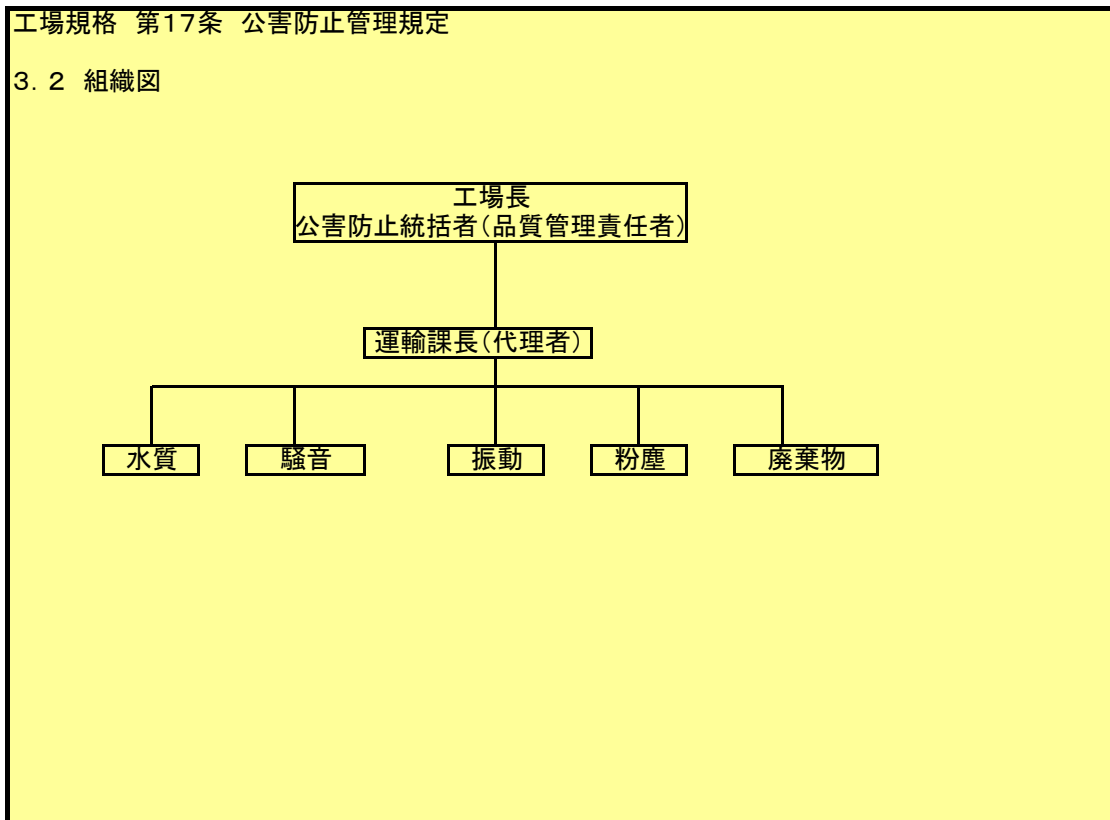
単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	864.87	100									864.87	100	864.87	100	864.87	100				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	82.88	100									82.88	300	82.88	300	82.88	300				
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	947.75	200	0	0	0	0	0	0	0	0	947.75	400	947.75	400	947.75	400	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	残水処理機が正常に稼働しなかった為、残水を汚泥として処理していた。
②計画 (今後実施する予定の取組)	SBIによるプラント改修を終え、残水処理及び脱水処理機を一新した。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	汚泥 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 供別々に産廃処理していた。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	汚泥に関しては、工場内で処理できる。 脱水ケーキは、乾燥後コンクリートくずとして産廃処理。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	契約書を取り交わし、輸送及び処理業者に委託
②計画 (今後実施する予定の取組)	契約書を取り交わし、輸送及び処理業者に委託